

浜田市ホームページ有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市有料広告掲載要綱（平成19年浜田市告示第165号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、浜田市が公開・管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への有料広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、市ホームページ内に表示する広告画像で、広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の基準)

第4条 市ホームページに掲載する広告は、浜田市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものであるほか、次の各号に該当するものとする。

- (1) 光感受性発作を誘発させないもの
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔が2秒以上のもの
- (3) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮したもの
- (4) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたもの

(禁止表現)

第5条 次に掲げる表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」、「注意」等のあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるものをいう。）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を

与えるものをいう。)

(5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるものをいう。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、入力等の何らかの操作が可能であるかのような誤解をさせるおそれがあるもの

(広告掲載の規格等)

第6条 市ホームページに掲載する広告の位置等は別表のとおりとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第7条 広告主(要綱第8条に規定する広告主をいう。以下同じ。)の募集は、市ホームページ及び市広報誌を利用して行うものとする。

2 申込者(要綱第6条に規定する、申込者をいう。以下同じ)は、浜田市ホームページ有料広告掲載申込書(別記様式1)により、市長に広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の承諾)

第8条 市長は、第4条第2項の規定により申込書の提出を受けたときは、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告掲載承諾(不承諾)決定通知書(別記様式2)により広告主に通知するものとする。

(広告の制作)

第9条 広告主は、広告の版下原稿を基準及び別表に従って制作し、市長が指定する期日までに企画財政部企画課に提出するものとする

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市長が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

2 広告主が広告掲載料を期日までに納付しないときは広告の掲載を一時停止若しくは承諾を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月4日から施行する。

(別表)

掲載位置	広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。
掲載期間	広告の掲載期間は、1か月単位とする。ただし、継続は妨げない。
掲載料	一枠 10,000円/月
掲載規格	掲載する広告は、バナー広告とし、1枠につき縦40ピクセル×横200ピクセル、5キロバイト以内で、GIF形式の画像ファイルとする。
原稿の仕様	上記掲載規格で定義された画像データをEメール、もしくはフロッピーディスク等の記録媒体を経由した提出とする。
原稿の締め切り	掲載開始日の10日前とする。

別記様式 1 (第 7 条関係)

年 月 日

浜田市ホームページ有料広告掲載申込書

浜田市長 宇津 徹男 様

浜田市ホームページのバナー広告掲載を次のとおり申し込みます。

広告申込者	所在地	〒			
	名称				
	代表者職氏名	⑩			
	業種				
	担当者	部署			
		氏名			
		TEL		FAX	
Eメール					

リンク先サイト URL	http://
掲載希望期間	平成 年 月初日から平成 年 月末日まで (ヶ月)
広告の内容	※ バナー広告原稿(図案等)を添付してください。 (図案ができている場合は申込書に貼りつけ。作成中の場合は図案の概要(店名表示のみ、業務記載など)を記載)

注意事項	1 申込みに当たっては、浜田市有料広告掲載要綱、浜田市有料広告掲載基準及び浜田市ホームページ有料広告掲載要領の規定を遵守すること。 2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、その支払いが完了していること。
------	--

別記様式 2 (第 8 条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

有料広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市ホームページ有料広告掲載要領第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 広告媒体の種類
- 2 掲載日（期間） 年 月 日（～ 年 月 日）
- 3 規格、掲載位置等
- 4 掲載料金 円
- 5 掲載条件
- 6 その他

（却下理由）